

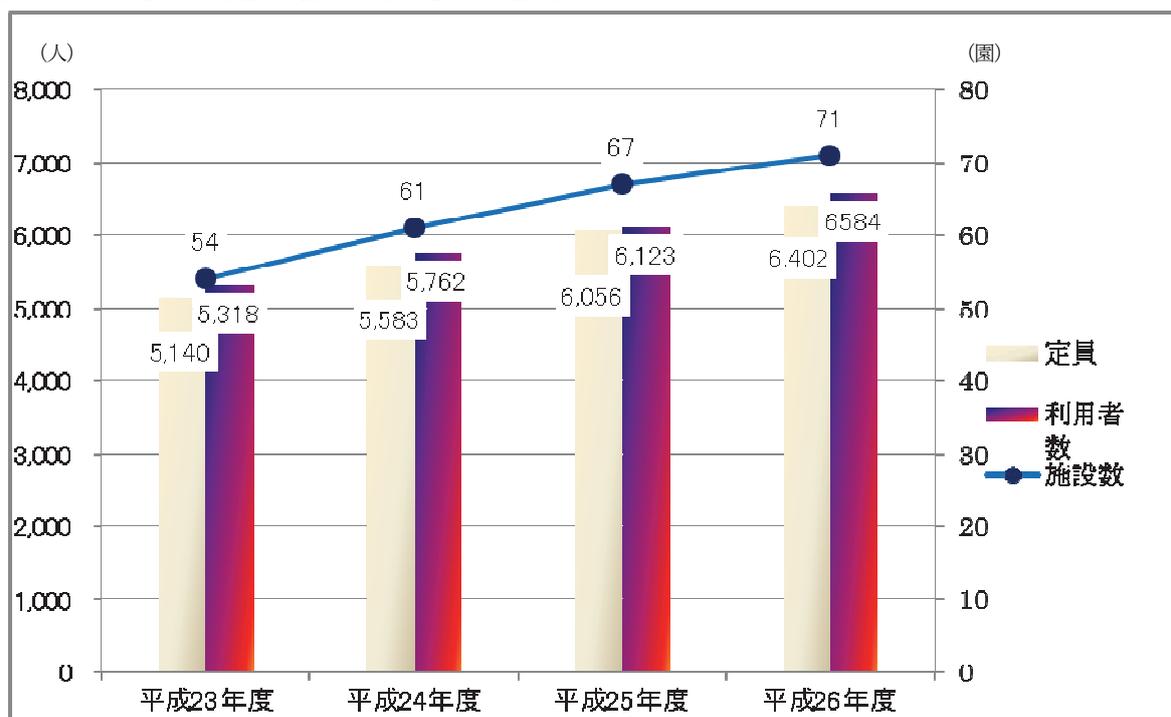
2 子育て支援の現状

(各年4月1日現在・幼稚園のみ5月1日現在)

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

認可保育園は、平成25年度に6園、平成26年度に4園増加して、71園です。平成23年度から平成26年度に定員数は1,262人増えて6,402人に、利用者数は1,266人増えて6,584人です（定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数）。

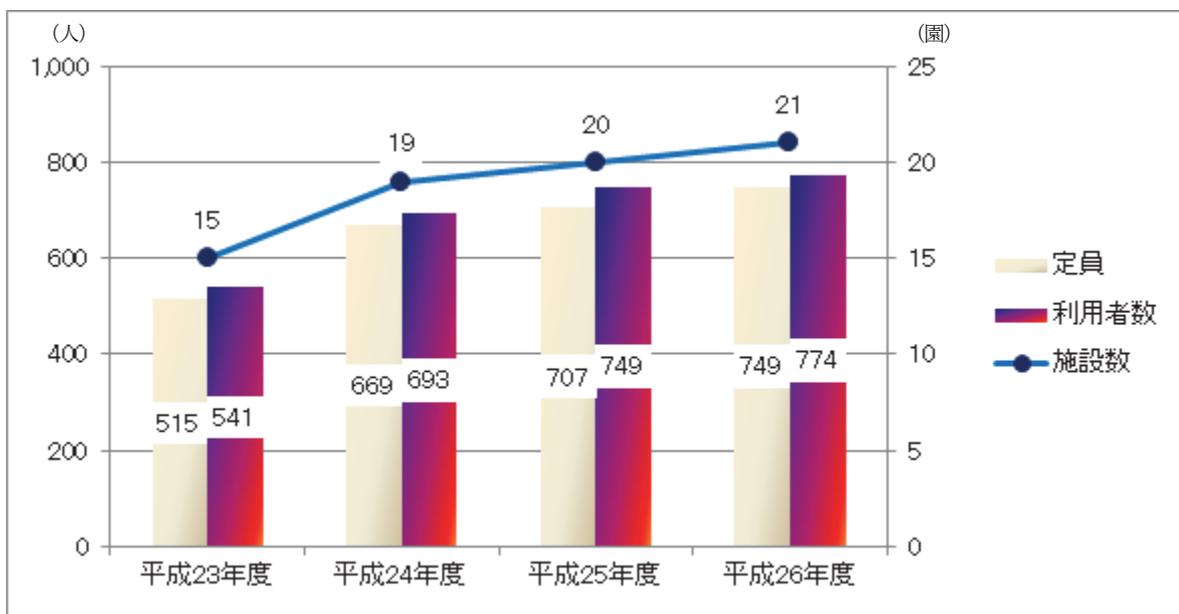
図2-1 認可保育園の定員・利用者数・施設数



②認証保育所の定員・利用者数・施設数

認証保育所は、平成25年度に1園、平成26年度に1園増加して、21園です。平成23年度から平成26年度に定員数は234人増えて749人に、利用者数は233人増えて774人です。

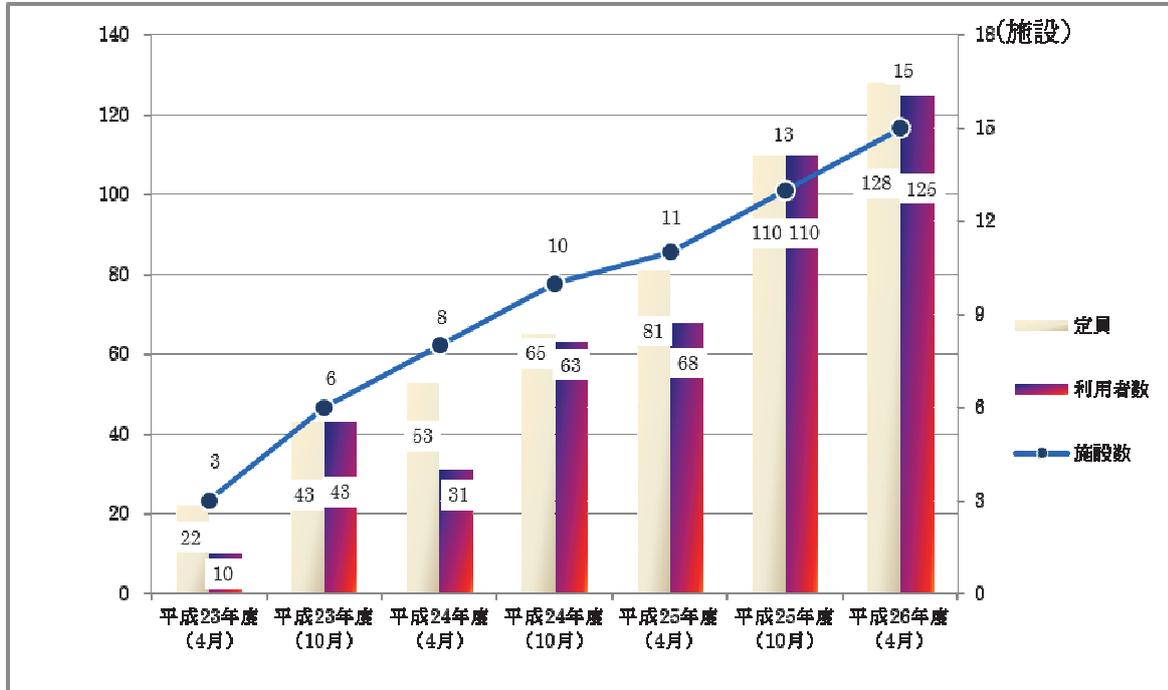
図2-2 認証保育所の定員・利用者数・施設数



③家庭的保育事業（保育ママ）の定員・利用者数・施設数

保育ママの実施箇所は、平成25年度に3施設、平成26年度に4施設増加して、15施設です。平成23年度から平成26年度に定員数は106人増えて128人に、利用者数は115人増えて125人です。

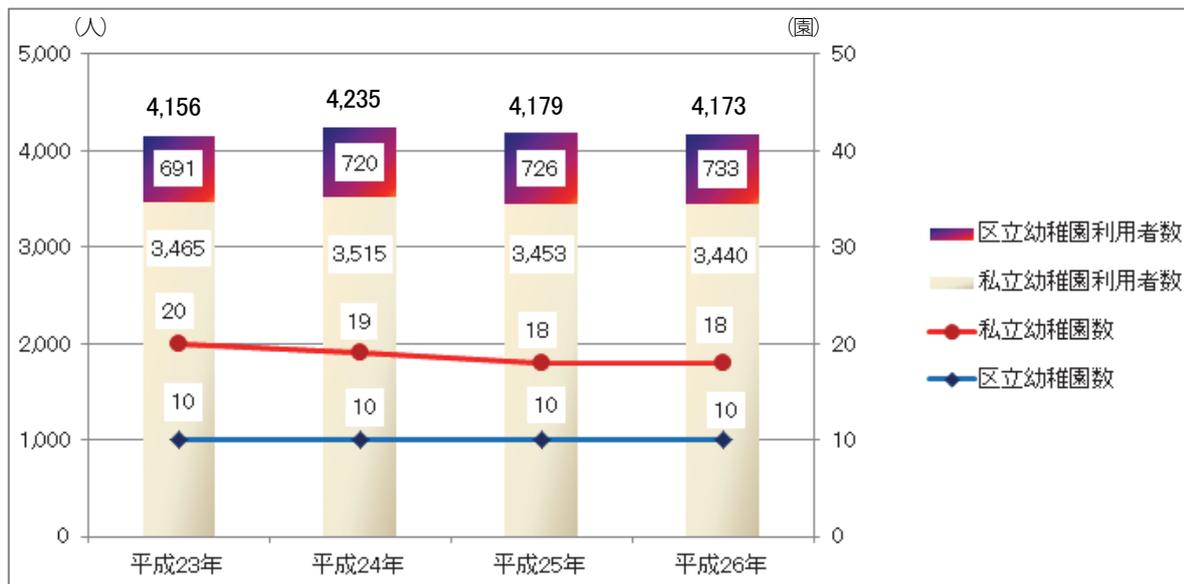
図2-3 保育ママの定員・利用者数・施設数



④幼稚園の施設数・利用者数

幼稚園は、平成24年、平成25年に私立幼稚園がそれぞれ1園減って18園です。利用者数は、区立幼稚園ではやや増加傾向にあり、平成26年、733人です。私立幼稚園では平成26年にやや減って3,440人です。

図2-4 幼稚園の施設数・利用者数



※区立幼稚園には就学前乳幼児教育施設の施設数と利用者数を含む。

⑤教育・保育施設の利用の推移（認可保育園・認証保育所・家庭的保育事業・幼稚園）

教育・保育施設の利用の推移は、定員率（0～5歳児の人口に占める定員の割合）、利用率（0～5歳児の人口に占める区民利用者の割合）ともに上昇傾向です。また、認可保育園への申込み者数も上昇傾向です。待機児童数は平成24年まで減少傾向でしたが、平成25年度以降は増加傾向です。

表2-1 教育・保育施設の利用の推移（全体）

(人)

| 年度 (平成) | 0～5歳児 の人口(A) | 区内施設 定員(B) | 区民利用者 計(C) | 区内施設 定員率 (B) / (A) | 利用率 (C) / (A) | 認可保育園 申込み者数 | 待機児童 数 |
|------------|-----------------|---------------|---------------|--------------------------|------------------|----------------|-----------|
| 21 | 15,492 | 8,695 | 8,937 | 56.1% | 57.7% | 1,544 | 123 |
| 22 | 16,043 | 9,147 | 9,480 | 57.0% | 59.1% | 1,771 | 66 |
| 23 | 16,448 | 9,833 | 10,025 | 59.8% | 60.9% | 1,688 | 61 |
| 24 | 17,010 | 10,540 | 10,721 | 62.0% | 63.0% | 1,865 | 50 |
| 25 | 17,776 | 11,023 | 11,119 | 62.0% | 62.6% | 2,021 | 62 |
| 26 | 18,359 | 11,452 | 11,656 | 62.4% | 63.5% | 2,483 | 128 |

*定員は区内施設の定員。ただし、幼稚園は在園児数で把握。

*区民利用者は区内および区外施設の区民の利用者。

*平成25年度から外国人を含む。(以下、同じ)

表2-2 教育・保育施設の利用の推移（3歳未満）

(人)

| 年度 (平成) | 0～2歳児 の人口(A) | 区内施設 定員(B) | 区民利用者 計(C) | 区内施設 定員率 (B) / (A) | 利用率 (C) / (A) | 認可保育園 申込み者数 | 待機児童 数 |
|------------|-----------------|---------------|---------------|--------------------------|------------------|----------------|-----------|
| 21 | 8,354 | 2,141 | 2,359 | 25.6% | 28.2% | 1,319 | 121 |
| 22 | 8,594 | 2,352 | 2,643 | 27.4% | 30.8% | 1,465 | 60 |
| 23 | 8,773 | 2,657 | 2,875 | 30.3% | 32.8% | 1,445 | 61 |
| 24 | 8,964 | 3,055 | 3,211 | 34.1% | 35.8% | 1,558 | 47 |
| 25 | 9,416 | 3,346 | 3,445 | 35.5% | 36.6% | 1,650 | 58 |
| 26 | 9,858 | 3,546 | 3,777 | 36.0% | 38.3% | 2,076 | 124 |

表2-3 教育・保育施設の利用の推移（3歳以上）

(人)

| 年度 (平成) | 3～5歳児 の人口(A) | 区内施設 定員(B) | 区民利用者 計(C) | 区内施設 定員率 (B) / (A) | 利用率 (C) / (A) | 認可保育園 申込み者数 | 待機児童 数 |
|------------|-----------------|---------------|---------------|--------------------------|------------------|----------------|-----------|
| 21 | 7,138 | 6,554 | 6,578 | 91.8% | 92.2% | 225 | 2 |
| 22 | 7,449 | 6,795 | 6,837 | 91.2% | 91.8% | 306 | 6 |
| 23 | 7,675 | 7,176 | 7,150 | 93.5% | 93.2% | 243 | 0 |
| 24 | 8,046 | 7,485 | 7,510 | 93.0% | 93.3% | 307 | 3 |
| 25 | 8,360 | 7,677 | 7,674 | 91.8% | 91.8% | 371 | 4 |
| 26 | 8,501 | 7,906 | 7,879 | 93.0% | 92.7% | 407 | 4 |

第4章 第3次次世代育成支援対策推進行動計画

本章の「次世代育成支援対策推進行動計画」は、核家族化や少子化などに対応するための総合的な子育て環境づくりのための計画で、「次世代育成支援対策法」の10年間延長にともない、継続して策定します。そのことから、平成22年に策定した後期行動計画の「基本的な視点」、「基本目標」、「施策体系」を引き継ぎます。

1 第3次行動計画の基本的な視点と基本目標

(1) 基本的な視点

本計画の基本理念の

「地域で支えあう 子育て・親育ちの都市^{まろ}“しながわ”」

の実現に向けて、以下に示す5つの基本的な視点から、次世代育成および子ども・子育て支援に関する施策に取り組みます。

保育や幼児教育などの子育て環境が子どもの視点に立った施策展開となるよう充実します。

子どもが育つ環境（＝子育て環境）は、親にとって便利であっても、子ども自身が快適・幸せでなければ、本来の趣旨と離れてしまいます。保育・教育などの環境を整えるにあたり、「子どもの最善の利益を基本に、子どものためにどのような施策が必要か」という原点を踏まえて施策を展開します。

地域の子育て力を向上させる事業を、区と区民との協働により、地域の各世代の参画と支えあいを基礎として展開します。

地域のあらゆる世代が、子ども・子育て、次世代育成支援に参画し、互いに支えあうことによって、地域の子育て力の底上げが実現できます。区が単独で事業を実施するばかりではなく、地域の各世代の参画を得て、区と区民あるいは区民どうしの協働により取り組みます。

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援と乳幼児から青少年への成長の連続性に配慮し、事業間の連携を強化します。

妊娠・出産、そして子どもが生まれてからの乳児期・幼児期・学童期・青年期と段階を経て成長していく過程には、切れ目はありません。学校の種別や関わる人々、行政の都合によって支援が断続的になることなく、連続的でスムーズな成長を助ける施策となるように、事業間の連携を強化します。

就労との両立支援と楽しい子育ての実現を目指して、区内事業所の協力を促しワーク・ライフ・バランスを推進します。

性別に関係なく、就労と家庭生活を両立し働きながら楽しく子育てをするためには、子育て環境を整えると同時に、雇用者側の取り組みにより、区民のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の向上が必要です。区は、そのために必要な環境づくりを支援します。

都市部の特殊性に配慮し、親としての体験の機会を拡大するなど親育ち支援を充実します。

品川区のような都市部においては、少子化の進行、核家族化などから、子育てに関わる体験が少ないまま親になる人の割合が大きくなっています。このような特性を踏まえ、親としての自覚を促し「親育ち」を支援する施策を実施します。

(2) 基本目標

基本目標①：だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育ての第一義的な責任は親にあるとの認識のもと、主として妊娠・出産から乳幼児期においては、親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが重要です。親と子の安心を確保するための健康づくりや在宅子育ての環境整備、就労との両立支援などの施策を盛り込んでいます。

基本目標②：すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり

すべての子どもが次世代を担う人材として自ら育つことができる環境の充実が重要です。学校教育の一層の向上とともに、地域ぐるみで子育て環境を整備する施策を盛り込んでいます。

基本目標③：区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

一人ひとりが、様々な人びとと協力し支えあいながら、地域や家庭の中での役割を自覚できる環境づくりが重要です。仕事と生活の調和、地域への参画や親の育ちの促進などの施策を盛り込んでいます。

2 施策体系・重点事業

基本目標を達成するための施策の方向性と主な施策、具体的な取り組みを次ページの「第3次行動計画 施策体系・事業」に示します。

主な施策の中から、第3次行動計画における重点事業について、「3 基本目標ごとの施策・事業」で、現在の取り組み、事業計画、今後の課題と方向性を示します。

なお、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業についての詳細は、第5章に記載しています。

